

女性のためのアジア平和国民基金

第4回理事会

平成7年10月

第4回理事会議事録

女性のためのアジア平和国民基金

1、開催日時・場所

平成7年10月30日(月) 9時30分~11時30分

基金事務局

2、出席者

▼理事会

原理事長、有馬理事長代行、榎本理事、金田理事、
金平理事、下村理事

▼オブザーバー

内閣官房外政審議室／美根審議官、東審議官
外務省アジア局地域政策課／中村事務官

▼事務局

長坂事務局長、安齋総務部長、多賀業務第一部長、
原田事務局員、岡事務局員

3、議事録署名人

理事長 原 文 一
理事 榎本 開
理事 金田 一郎



4、議事次第

■報告および審議事項

▼法人化について

- ・政府側と協議しつつ、財団化の準備が進められていることが報告された。

▼平成8年度予算について

- ・政府側より、平成8年度予算について説明があった。

▼大阪平和人権センターでの集会について

- ・基金より下村理事と多賀業務第一部長が出席し、他の参加者とともに「従軍慰安婦」問題について活発な意見交換を行ったことが報告された。

▼自治労ポスターの、元「従軍慰安婦」写真掲載について

- ・写真掲載までの経緯とその後の対応について報告があった。報道にある「無断掲載」は誤りであるが、これ以上本人に迷惑がかかる为了避免のため、自治労側はポスターを回収、作りなおすことを決定したことである。

▼「戦後補償ネットワーク」の抗議行動について

- ・10月27日、同運動体が外政審議室を訪れ、声明文と署名一万人分を提出したことが報告された。声明の主旨は、①国民基金撤回の要請、②戦後補償法制定の要請、③市民基金実現の宣言の3点である。

▼ハッキリ会からの申入れについて

- ・「日本の戦争責任をハッキリさせる会」より、事務局長宛てに申入れ書が提出された（添付資料参照）。横田運営審議会委員長の承認を得て、事務局から返信を送った。

▼インドネシアの状況について

- ・現地を訪れた高木弁護士の報告が伝達された。

現在、いわゆる「従軍慰安婦」として約6000人が登録しており、今後も増える可能性がある。しかし高木弁護士が現地でヒアリングを行ったところ、その登録のための調査方法には問題があるとの印象を抱いている。より正確な実情把握を行うために、基金からも早くインドネシアに行くべきとの意見であった。

議事録

▼広報について

- ・広報ツールの部数等について、添付資料のように承認された。
- ・中長期の広報プランについて、添付資料のように承認された。

▼記者会見について

- ・基金活動の理解を深めることを目的に、11月下旬に日本記者クラブにおいて記者会見を行ってはどうかとの提案がなされ、賛意を得たため、準備を進めることとなつた。

▼対話チーム派遣について

- ・対話チーム派遣は、①基金の意思を伝える、②医療・福祉のニーズを知ることを目的に行い、韓国、フィリピン、台湾を当面の派遣対象地域とするとの提案が運営審議会より出され、了承された。

▼女性尊厳事業について

- ・添付資料にある基本方針に基づき、事業を行うことが了承された。
- ・同様の趣旨で活動している、海外のN G Oへの支援も検討することが了承された。

▼総理のお詫びの手紙について

- ・政府側より、関係各所と協議しつつ検討中であることが報告された。

▼挺対協への返信について

- ・挺身隊問題対策協議会への返信について、文面を協議した。有馬理事長代行、榎本理事に最終確認を一任することとなつた。

▼次回会合について

- ・平成8年11月8日(水)9時30分、基金事務局。

以上